

京都府庁生活協同組合 個人情報管理規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、京都府庁生活協同組合（以下「組合」という。）の事業遂行に関連して、取り扱う個人情報を適切に管理するために、個人情報保護に係る基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「個人情報」とは、組合の事業遂行に関連して収集された個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声等により当該個人を識別できるものをいう。

なお、「個人情報」の形態は、見読可能なものおよび情報記録媒体に記録されたものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、組合の役員及び職員に対して適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合及び労働者派遣法に基づく派遣労働者を受け入れる場合等もこの規則の目的とするところに従って、個人情報の適切な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の収集

(収集の原則)

第4条 個人情報の収集は、次の原則に従って行うものとする。

- (1) 組合の運営上必要な範囲において、あらかじめ利用目的を特定すること。
- (2) 収集は、適法かつ公正な手段によって行い、収集に際して本人に利用目的を明示すること。
- (3) 第三者からの個人情報を収集するに際しては、その手段が適法かつ公正な手段であることを確認し、当該個人の保護に値する正当な利益を侵害することのないように留意すること。

第3章 個人情報の利用

(利用・提供)

第5条 個人情報を取得したときは、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

2 個人情報の利用・提供は、次の原則に従って行うものとする。

- (1) 個人情報の利用は、あらかじめ明示した目的の範囲に限ること。
- (2) 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うとともに、その変更目的と内容を本人に通知し、または公表すること。
- (3) 法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ないで、個人情報を第三者へ提供してはならないこと。
- (4) グループによる共同利用の場合は、共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用、目的、情報管理の責任者の名称などについて、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状況におくものとする。

第4章 適正管理義務

(個人情報の正確性の確保)

第6条 個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の利用の安全性の確保)

第7条 個人情報に関するリスク（個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等）に対して、この規則に定める事項のほか、法令、その他管理手順書等に従い、合理的な安全対策を講ずるものとする。

2 不要になった個人情報及び所定の保存期間が終了した個人情報は、適正な方法によって破棄又は消去するものとする。

(個人情報の秘密保持に関する従事者の責務)

第8条 個人情報の収集、利用、提供又は委託処理等、個人情報を取り扱う業務に従事する者は、この規則に定める事項のほか、法令、その他の管理手順書もしくは個人情報保護管理者の指示した事項に従い、個人情報の秘密保持に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

(個人情報の委託処理に関する措置)

第9条 個人情報を取り扱う業務を外部に委託するときは、委託業務目的以外の使用及び複製の禁止、秘密保持、作業状況の確認等について委託契約書に定める等、委託を受けた者に対する必要かつ、適切な監督を行うものとする。

第5章 開示

(事項の公表)

第10条 組合は、保有する個人データに関する次の事項について、本人の求めに応じて、遅滞なく回答するものとする。

- (1) 保有個人データの利用目的
- (2) 第11条、第12条、第13条に定める事項の手続き
- (3) 保有個人データの取り扱いについての苦情の申出先

(開示)

第11条 本人から自己の情報について開示の請求があったときは、本人であることを確認したうえで、別に定める手順で行うものとする。

2 前項にかかわらず、次の場合には、開示請求には応じない。

- (1) 法令に定めるとおり、本人に知らせることが不相当と判断されるとき。
- (2) 本人からの照会に合理的理由の明示がなく、開示に応じれば業務に著しく支障が生じるおそれがあるとき。

3 前項に基づき、開示請求に応じない場合には、原則として本人にその理由の説明を行うものとする。

(訂正・削除)

第12条 個人情報の記載内容に誤りがあって、本人から訂正または削除の請求を受けたときは、訂正、削除すべき事項を確認のうえ、遅滞なくその請求に応ずるものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否権等)

第13条 組合が保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用又は第三者への提供を正当な理由で拒まれたときは、これに応ずるものとする。ただし、法令に基づき、本人の同意を得ずに第三者に個人情報を提供したことを理由とするときはこの限りではない。

第6章 組織・教育・その他

(個人情報保護管理責任者)

第14条 組合は、この規程の厳正な運用を行うために、個人情報保護管理責任者を選任し設置する。

2 前項の個人情報保護管理責任者は理事会(常任理事会)で選任する。

(個人情報保護管理責任者の責任)

第15条 個人情報保護管理責任者は、この規則の定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規則の整備、安全対策の実施、教育訓練等を実施するための計画を策定し、周知徹底等の措置を講ずる責任を負うものとする。

2 個人情報保護管理責任者は、各部門での着実な運用のために、各部門ごとに個人情報保護管理者を任命することができる。

(報告義務)

第16条 組合の役職員は、法令及びこの規則を遵守するとともに、事故及び法令違反となる行為を発見したときは、速やかに個人情報保護管理者へ報告しなければならない。

(懲戒)

第17条 法令及びこの規則に故意又は重大な過失により違反した職員は、就業規定の定めるところにより懲戒に処するものとする。

(教育)

第18条 組合は、個人情報保護の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び教育資料に従い、継続的かつ定期的に教育・訓練を行う。

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、理事会において行う。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。